

水道施設等の耐震化について

～災害に強い水道施設の耐震化を進めています。～

平成23年10月3日に「水道法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、水道事業者が、水道の需要者に対して水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組み等の状況を毎年一回以上、情報提供することが義務づけられましたことから、八街市水道事業の状況、取組みについてお知らせします。

○耐震化の取組み状況

八街市では、安心安全な水を供給するために水道施設や水道管路の耐震化に取り組んでいます。

古くなっている水道管のなかでも耐震性が劣る石綿セメント管を※耐震性のある水道管へ替える更新事業を順次行っています。平成21年度からは、新たに布設する水道管には、この耐震性のある管を選定基準として採用しています。

※耐震性のある水道管とは、管と管をつなぐ継ぎ手部分に伸縮性や管の離脱を防ぐ機能を有し、地震や地盤沈下などに対応出来る構造のものをいいます。

○水道事業整備に関する費用について

令和元年度については、耐震性が劣る石綿セメント管を耐震性のある水道管へ替える上水道更新事業として50,435千円を予定しています。

○水道施設等の状況

単位 (km)

水道管	管延長	経年管	管延長 (うち耐用年数超)	石綿セメント管	管延長
	162.7		106.1 (52.0)		46.3

※経年管とは、20年以上経過している水道管のこととしております。

※耐用年数超とは、40年以上経過している水道管のことをいいます。